
株式会社ベルグリーンワイズとの特許権侵害訴訟における和解の成立について

住友ベークライト株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役社長：林 茂。以下、当社）は、株式会社ベルグリーンワイズ（本社：名古屋市）に対して、同社が販売する青果物用鮮度保持袋（「オーラパック S H シリーズ」）が当社保有の特許権（特許第 4779658 号）を侵害するとして、その販売の差止めおよび損害賠償の支払いを求めて、東京地方裁判所において特許権侵害訴訟（平成 25 年（ワ）第 28390 号）を提起していましたが、2016 年 9 月 21 日付で同社との間で訴訟上の和解が成立いたしました。

和解において、株式会社ベルグリーンワイズは、当社が保有する上記特許が有効であること、および同社が販売していたオーラパック S H シリーズの製品の一部が当該特許権を侵害していた事実を認め、オーラパック S H シリーズの製品を現在販売していないことおよび今後も販売しないことを確約するとともに、当社に対し和解金を支払うこととなりました。

当社は、20 年以上にわたり鮮度保持フィルム（当社製品名：Pープラス®）の研究・開発を行い、フィルムの素材、構成、機能、用途、製造方法など多種多様な観点からの発明を保護すべく多数の特許権を保有しております。

当社は、特許権をはじめとする知的財産権を重視し、今後も当社の知的財産権の侵害に対し毅然とした態度で対応する所存です。